

【ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した 禁煙支援事業の評価と今後の展開】

(質問)

SIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)を活用した禁煙支援事業の評価と今後の展開について伺います。本市は令和元年から約3年間、SIBを活用し、禁煙支援事業を展開してきました。事業実施にあたり、喫煙者を減らすことで、喫煙者本人の疾患発症・悪化予防や受動喫煙による周囲の方々の健康被害の防止、将来的には医療費・介護費用の縮減につながると伺っていました。まずは、本事業における禁煙成功者数や成功割合、医療費削減推計額などの効果と事業に対する市の評価を教えてください。

<答弁>

本事業への参加者数792人のうち、禁煙成功者は337人、42.6%でした。医療費削減について、禁煙成功者が喫煙継続していた場合と比較した医療費の削減推計額1人当たり73.4万円から、約2億5千万円の削減効果と試算しています。事業の評価として、禁煙成功者の約半数が肺がん発症リスクの高い喫煙者であったことから、肺がん発症リスクを抑制できたことは大きな成果です。また、禁煙成功者の約9割が20代から50代の子育て世代であり、子どもや周囲の人への受動喫煙防止につながったものと考えます。SIBの活用には、成果指標の設定が重要です。本事業は禁煙成功者数といった明確な成果指標を設定できた点が、SIBに適した事業であったと言えます。たばこに関する法改正に合わせた市の重点施策として、複数の事業者とともに取り組んだことにより、自治体だけではなし得ない成果が得ることができたと評価しています。

(質問)

一方、本市の受動喫煙防止の取組み状況とこれまでの事業効果や事業評価について、教えてください。

<答弁>

本市では、令和3年4月より、豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例、通称、スマイルクリーン条例を施行し、主に市内11駅を中心に路上喫煙禁止区域を設定するとともに、15か所の屋外分煙所の設置に取り組みました。また、飲食店における喫煙可能室設置の届出受付や、受動喫煙対策に関する相談の対応、受動喫煙による健康被害や喫煙マナー等についての普及啓発を実施しています。飲食店や屋外での喫煙に関する相談に対し、必要に応じて現状確認し、改善の指導や助言を行うことにより、受動喫煙防止への理解が進んでいるものと考えます。

(質問)

禁煙支援事業は引き続き、積極的に実施していくべきと考えますが、今回の事業の効果を

踏まえて、今後の禁煙支援事業の展開について、見解をお聞かせ下さい。また、禁煙支援事業と共に受動喫煙防止の取組みをより一層、強化、拡大し、市全体でたばこを吸わない環境整備を進め、たばこを吸わないまち(たばこの煙を吸わないまち)を目指してはどうかと思います。見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

SIB を活用した禁煙支援事業は、法改正による喫煙環境の変化や禁煙推進といった、時代のニーズや社会課題に合致し、市民や民間事業者から共感が得られ、一定の目標は達成したものと考えます。今後は、引き続き禁煙に関する個別相談に応じるとともに、禁煙治療外来の受診勧奨及び情報提供などの禁煙支援を行います。また、受動喫煙について、市民や事業所からの相談から実態を把握し、関係機関と協力してポスターの掲示や巡視等、受動喫煙防止の取組みを推進してまいります。

(質問)

SIB の評価と、今後の SIB を活用した事業展開について、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) は成果報酬制という仕組み上、財政的なリスク分散ができること、民間事業者の創意工夫を促し高い事業効果が期待できること、成果が明確であること、さらには出資者や事業者にとっても利益を得ながら社会貢献できることなど、多くのメリットがある制度と考えています。また、将来発生が予想されるが、予防によって回避しやすい事業領域、例えば、医療、健康、介護等の分野が当該制度に適しているとされています。当該制度は導入以降、全国的にも事例は多くありませんが、制度の特徴や今回の実績を踏まえて、引き続き、社会的課題の解決を図る有効な事業手法の一つとして活用してまいります。

(意見・要望)

禁煙支援事業については、禁煙成功率からは評価が難しいですが、あくまで試算ではあるものの、本事業における医療費削減効果が約2億5千万円だったというのは、非常に高く評価できると思います。私は、病気になる原因の中で予防可能な最大の原因の一つが喫煙であると考えており、先程の医療費削減効果なども踏まえると、禁煙支援事業は継続、拡充して、今後も積極的に市民の喫煙率の抑制に努めて頂きたいと思います。また、答弁にもありましたが、禁煙支援事業は、禁煙成功者本人の健康増進だけでなく、その方の周囲の方への受動喫煙防止にもつながっていることを重視し、様々な機会や場所において、喫煙者にはそのことを積極的に指導、啓発し、禁煙勧奨して頂ければと思います。一方、喫煙者への禁煙支援とは別に、そもそも喫煙者にならない取組みにもより一層、力を入れて頂きたいです。そのためにも、喫煙経験がない人に「はじめの 1 本を吸わせない」ことに重点を置いた取り組みにも期待します。実際、未成年者の喫煙対策として、喫煙を防ぐ教育マニュアルを

作成し、小中学校で防煙教育を行っている自治体もありますので、教育委員会には小中学校での防煙教育の実施を要望しておきます。禁煙支援にしても、受動喫煙防止についても、まだまだ出来ることがあると思いますので、健康医療部だけでなく、市役所一丸となって、受動喫煙のないまちづくり、たばこの煙を吸わないまちづくりに引き続き、ご尽力頂きたいと強く要望しておきます。また、SIBに関しては、どのような課題、どのような事業に適しているかの見極めが必要かつ鍵にはなりますが、市としても多くのメリットがある制度との認識をお持ちですので、常に活用できる課題や事業が無いかアンテナを張り続けて頂き、今後も社会的課題の解決を図る有効な事業手法の一つとして、活用されることを期待しておきます。

【リバースピッチ】

(質問)

リバースピッチについて伺います。今年3月、大阪市ではリバースピッチが実施されましたが、まずはリバースピッチとはどのようなものと認識されておられるか、リバースピッチに対する市の評価と見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

一般にリバースピッチとは、スポンサー企業が事業概要や課題をプレゼンし、スタートアップ企業から提案を募るもので、大阪市では、民間事業者主催のもと、各区役所の課題を発信し、民間事業者から提案を募ったものと側聞しております。

リバースピッチは、解決が難しい多様化・複雑化する地域課題について、行政の力だけでなく民間事業者との連携により解決する仕組みとして効果が期待できるものと考えています。

(質問)

大阪市では、各区役所が抱える課題を発信し、事業者から解決策を募るため、リバースピッチを実施されました。こども・若者の居場所の拡充、小学校跡地の利活用、特定検診の受診率向上、自治会加入率の向上など地域コミュニティの強化、ゆるキャラのプロデュースなど発信された課題は多岐に渡っていました。リバースピッチを実施することで、市政の各分野、市内各地域の課題の明確化や新たな課題の発見につながるのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。また、新たな改善策の発見や、連携企業の発掘につながるのではないかと考えますが、あわせて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

リバースピッチについては、その一連の取組みを通じて市政の新たな課題発見も期待できると共に、公民連携による解決策やパートナーの発掘につながるものと認識しています。本市においては、リバースピッチと同様に市が提示する地域課題に対し、民間事業者等から解決策の提案を募る「地域課題解決支援事業」に取り組んでいるところです。

(質問)

本市で実施されている地域課題解決支援事業のしくみや手法、予算規模などの概要を教えてください。また、これまでの実績を、具体的に募集された地域課題の内容と民間事業者が提案された解決策の内容を挙げながら、教えてください。

<答弁>

本事業は、各部局から募集した地域課題を専用サイトや SNS 等を活用して広く

発信し、課題を解決する技術やノウハウを持つ民間事業者等から提案を募り、最適な事業者を選定し、協働で実証実験するもので、令和3年度より取り組んでいます。また、本事業を効果的・効率的に実施するため、中間支援事業者を配置し、民間の視点を交え、事業全体のコーディネートを行っております。今年度の予算につきましては、中間支援事業者に対する委託料として616万円、実証実験補助金として5件分250万円となっております。これまでの実績は、令和3年度、令和4年度の過去2年で10件の課題を設定し、実証実験を行いました。具体的な案件につきましては、雇止めやパワハラなど労働環境に関し早期相談につなげることを目的とした、tiktok（ティックトック）の活用による若年層向けの新たな広報手段の開発や、障害があるこどもの情報を共有することにより支援者の負担軽減を図ることを目的としたデジタル版支援手帳の開発などがございます。

（質問）

地域課題解決支援事業に対する市の評価と、今後の事業の展開や方向性など検討されていることがあれば教えて下さい。

＜答弁＞

本事業に対する評価につきましては、これまで募集件数に対し民間事業者からは6倍を超える件数の提案があり、民間からの関心も非常に高くなっております。また、実証実験後、6件の課題は予算化するなど、実装につながっています。本事業については、民間の知見や技術により市単独では考えが及ばない提案もあるほか、職員においては、公民連携を積極的に進めようとする意識の変革も見られるなど、地域課題解決の有効な手法であると考えております。今後は、本事業の枠組みを維持した上、連携協定を締結している企業、SDGs公民学連携プラットフォームの登録会員等とのネットワークを活かしながら、地域課題の解決及び市民サービスの向上に向け、オープンイノベーションの取組みを強化してまいりたいと考えております。

（意見・要望）

今回、公民連携手法としてリバースピッチを提案させて頂きましたが、本市では同様の取組みとして、令和3年度より「地域課題解決支援事業」に取り組んでおられ、課題解決に向けて最も重要な民間事業者からの応募や提案がかなりの数に上っていることが分かりました。また、実証実験後に、予算化され実装にも繋がっているケースも一定数あるとのことでした。個人的には、実証実験補助金の1件当たり50万円というのは、もう少し増額しても良いのではないかと思います。現状では、本事業に対する民間事業者の興味、関心は非常に高いものと感じますが、地域の課題も、世間のニーズも、また民間事業者の興味や関心も、かなりのスピードで変化や移り変わりがあると思いますので、それらの情勢や変化には常にアンテナを張って頂き、今後も本事業を通じて、市単独では解決が困難な地域課題の解決につながる事例が増えることを期待するとともに、職員の方々の意識変革だけでなく、ノウハウの蓄積や醸成が図られることを期待しておきます。

【自転車利用時のヘルメット着用】

(質問)

自転車利用時のヘルメット着用について伺います。改正道路交通法の施行により、本年4月から、全ての自転車利用時のヘルメット着用が努力義務となりました。警察庁によると自転車事故で亡くなった方の約6割が頭部に致命傷を負い、ヘルメット非着用者の致死率が着用者の約2.1倍高いとのことで、ヘルメットの着用により、交通事故の被害の軽減、致死率の抑制を図ることは非常に重要なことだと思います。しかしながら、法律施行後も自転車利用者のヘルメット着用率は非常に低いように感じていますが、市の見解と課題認識をお聞かせ下さい。また、現時点における市内での自転車利用時のヘルメット着用率を把握されておられたら、教えて下さい。

<答弁>

初めに、自転車用ヘルメットの着用率が低いことについての市の見解と課題認識についてですが、4月に道路交通法が改正されて以降、街中でも少しずつ自転車用ヘルメットを着用している方を見かけるようになりましたが、まだ少数派であり、効果的な啓発の取組みが課題と考えております。次に、現時点でのヘルメットの着用率ですが、警察庁によると4月以降のデータはありませんが、2月から3月にかけて大阪府を含めた13都道府県で調べた結果、全体平均で4.1%、大阪府は2%程度という結果となっております。

(質問)

市として、ヘルメットの着用率向上を目指して、ヘルメットの購入補助を実施されようとしていますが、既に豊中交通安全協会が実施している購入補助との違いも含めて、詳細を教えてください。また、購入補助により、どの程度の着用率向上を目指しておられるのか、教えてください。さらに、他にもヘルメット着用率の向上策を考えておられるのであれば、教えてください。

<答弁>

初めに、市の実施する補助制度についてですが、4月以降に自転車用ヘルメットを購入した全ての市内在住者を対象に購入金額の半額を補助するもので、上限を2000円として7月3日から申込書の配布と受付を開始します。一方、豊中交通安全協会の制度は、65歳以上の高齢者に、購入金額に応じて最大3000円の補助を行うものです。次に、着用率の目標について、具体的な数値はありませんが、ヘルメットの着用により、自転車による死亡事故ゼロとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。最後に、着用率向上への取組みとしては、ヘルメット購入補助のほか、公用自転車に乗車する際の職員の着用の推進、交通安全教室での啓発、交通安全フェアなどのイベントを通じてPRを行ってまいります。

(質問)

交通安全協会が実施している購入補助を受けるためには、直接、協会の窓口まで出向いて申請を行う必要があります。補助を受けるために、電車やバス、場合によってはタクシーを利用しないと窓口まで行けず、補助の意味が無いとお声を頂いていますが、市が実施予定の購入補助の申請等はより手軽かつ簡易に行って頂けるのか、教えてください。

<答弁>

補助申請の方法については、交通政策課の窓口や郵送での申請のほか、市ホームページの電子申込システムからも申請できる予定としております。なお、申請書については、千里文化センターや庄内コラボセンターでも配架するほか、ホームページからのダウンロードも可能としており、市民の方々に手軽に申請して頂けるものとする予定です。

(質問)

自転車乗車時のヘルメット着用率を高めるためには、早急にヘルメット着用を一般化する必要があります。市として、幅広く、様々な機会を通じて、指導や啓発を行っていくべきではないかと思えます。例えば、就学前施設や小中学校に、子どもたちはもちろんのこと、その保護者もヘルメット着用を努めて頂くように指導や啓発の依頼をしてはどうでしょうか。また、一部の中学校では自転車通学が認められていますが、ヘルメット着用を口頭で指導されていると思えます。そこで、市内の高校に、自転車での登下校時のヘルメット着用を求めるなどしてはどうでしょうか。また、公用自転車については、ヘルメットをセットで貸し出していると思いますが、自転車通勤をされている職員の方々にも、市民の模範として、ヘルメットを着用して頂くように指導や啓発をするべきではないでしょうか。同様に自転車通勤されている出先機関の職員の方々や、学校の先生方にもヘルメット着用の指導や啓発をして頂きたいと思えますが、いかがでしょうか。更に、最近、シェアサイクルの利用者が増加していますが、シェアサイクルの利用者にもヘルメットを着用して頂く取組みや工夫が必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。また、市内駐輪場での利用者への指導や啓発なども考えられると思えます。以上のように幅広く、様々な機会を通じて、自転車利用時のヘルメット着用を積極的に指導、啓発し、自転車利用時のヘルメット着用が当たり前になるような貪欲かつ粘り強い取組みが必要ではないかと考えますが、各提案に対する見解を含めて、お答えください。

<答弁>

6点の提案についてお答えします。

1点目、保護者に向けての啓発ですが、現在、未就学児施設、小中学校、高校において、交通安全教室を実施しておりますが、その内容を保護者とも共有できる手法について、今後警察とともに検討してまいります。2点目、高校生の登下校時のヘルメット着用ですが、交通安全教室を通じて啓発するとともに、今後大阪府の教育庁と着用促進に向けた取組みについて協議してまいりたいと考えております。3点目、職員の自転車通勤者への啓発ですが、公用自転車と同様、市民の模範となるべく、着用につ

いて啓発を行ってまいります。4点目、出先機関の職員に対しては本庁職員と同様啓発を行うとともに、学校の先生方に向けては、交通安全教室を通じて、交通安全動画の視聴といった機会を設けてまいります。5点目、シェアサイクル利用者への取組みについては、事業者がアプリの利用ガイドに表示するなど、対応を進めております。6点目、市内駐輪場での利用者への啓発については、事業者が府警本部発行の啓発ポスターを現地に掲示するなど対応しております。

(意見・要望)

バイクでヘルメットを被っていない人を見ると違和感を抱かれると思いますが、自転車の場合は、ヘルメットを被っている方が周囲の視線を感じ易いのが現状ではないでしょうか。自転車でスーパー等買い物に行った際や近所の病院に行った際、子どもの送迎で保育園等に行った際や PTA 活動などで小学校に行った際など、もしくは交差点で停車時に、自分だけがヘルメットを被っているといった経験は無いでしょうか。今回、様々な機会を通じて、自転車利用時のヘルメット着用を指導、啓発して頂くことを提案しましたが、どの提案にも前向きに取り組んで頂けるようですので、注視させて頂きたいと思います。努力義務とはいえ、道路交通法が改正され、ヘルメットの着用が求められるようになった背景や目的について、市民の方々の理解や認識が深まり、自転車利用時のヘルメット着用が一般化、常態化し、ご答弁にもありましたが、自転車の事故で市民の命が失われなくなることを期待しておきます。

【保護者負担費】

（質問）

保護者負担費のあり方について伺います。国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、今年度における市立小中学校、義務教育学校の修学旅行および林間・臨海学舎に伴う保護者負担費を全額補助することとなりました。先の文教常任委員会では、「次年度以降についても、あらゆる観点からの財源創出の努力が必要となるが、臨時交付金の有無にかかわらず、可能な限り継続していきたい」との答弁がありました。あらためて、伺いますが、次年度以降も恒久的に同様の事業を、一般財源を確保して実施していくとの認識でよいのか、教えて下さい。また、先の委員会では、修学旅行にしても、林間臨海学舎にしても、学校ごとに費用が異なっており、全額補助する場合、学校間、世帯間で補助される額にかなりの差が生じることを指摘しましたが、市の課題認識をお聞かせ下さい。また、次年度以降、事業を実施していく中で、補助金額の上限を設定し、各学校に周知するなど学校間の差がなるべく生じないようにする仕組みや工夫を講じるべきではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

宿泊行事費の全額補助の継続のためには、あらゆる観点からの財源創出の努力が必要となりますが、この制度は次年度以降も継続しなければならないものと考えております。次に、学校間の補助額の違いについてですが、修学旅行等の行き先は、各学校がそれまでの学習との関連性を念頭に、それぞれの教育目的に照らし、また保護者のご理解も頂きながら、自主的に決定しています。このため、行き先の違いから生じる補助額の多寡が公平さを欠くとは考えておりません。次に、世帯間の格差についてですが、修学旅行と林間・臨海学舎は、その年度だけを見れば実施学年の児童・生徒がいる世帯のみが該当しますが、その他の学年の児童・生徒も該当学年になれば誰もが対象となることから、児童・生徒間、世帯間の公平性は保たれているものと考えております。また、継続することへの私どもの強い思いをあらかじめ公表することにより、今年度該当しない児童・生徒も安心されるものと思っています。最後に、補助額の上限設定についてですが、現時点では各学校とも既に次年度の行き先は確定し、積み立てが進んでいる状況です。このため、ただちにご提案の趣旨を実現することは困難ですが、現在でも、就学援助の上限額が一つの金銭的目安となっている現状を踏まえれば、金銭面から行き先の目安を示す意味でも、今後の継続的な制度運用にあたっては、上限額の設定のような仕組みを検討する必要があるものと考えております。

（質問）

先の文教常任委員会では、「学校教育費用は経済的な負担感が増しているものと認識している」、また、「これまでも保護者負担費の軽減についての議論は行っていた」との答弁がありました。そこで伺いますが、保護者負担費には副教材費など他にも含まれていますが、保護者負担費全体を全額補助することで、より多くの子育て世帯の負担軽減が図れるととも

に、これまで課題とされていましたが保護者負担費の徴収や管理、学校間格差などの解消にもつながると考えますが、見解をお聞かせ下さい。また、もし実施を検討しているのであれば、いつ頃から実施するおつもりなのか、あわせて見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

教育委員会といたしましては、「だれもが等しく享受し得る」という義務教育の目的を踏まえ、学校教育活動に係る様々な保護者負担費に関しては、宿泊行事以外の部分についても、負担軽減の可能性やその対象範囲などについて検討してまいりたいと考えております。ただ、学校教育活動に係る保護者負担費については、学級や学年ごとに授業で使用する各種ドリル帳や資料集などの教材や鑑賞行事費用といったものから、体操服や水着など、児童・生徒個人の所有物としての性格が強くなるものまで様々なものがあり、支払方法も様々です。今後の検討は、まずは前者の教材や鑑賞行事費用などを中心に進めていくことを想定していますが、具体的に保護者負担費軽減の議論、検討を進める中で、対象範囲等について判断してまいります。制度設計や事務手続きを整理する上で様々な難しさが伴いますが、実施時期については、財源のめどが立ち次第、出来るだけ早く実施していきたいと考えております。

(意見・要望)

宿泊行事費の全額補助については、次年度以降も継続していくおつもりであることを再確認させて頂きました。また、修学旅行等の行き先は各学校がそれぞれの教育目的に照らして、自主的に決定されており、そのため、行き先の違いから生じる補助額の多寡が公平さを欠くとは考えていないというご答弁がありました。教育委員会はそうにお考えになれるかも知れませんが、これまでの自己負担の場合と異なり、全額公費負担(自己負担がゼロ)となると、実際に宿泊行事に参加する子どもたちやその保護者から金額の差や行き先の違いを疑問視したり、不公平と捉える意見が少なからず出てくることは必然ではないでしょうか。そこで、ぜひ、上限額の設定など工夫や対策を講じて頂きたいと要望しておきます。一方、宿泊行事以外の保護者負担費の全額補助については、対象範囲等の議論や検討、制度設計や事務手続きの整理が必要であることは十分理解しますが、財源のめどが立ち次第、出来るだけ早く実施していきたいとのことでしたので、より多くの子育て世帯の負担軽減が図れるよう、また、誰もが等しく教育機会や教育環境を享受でき、安心して学校教育活動に参加できるよう、早期実現に向けて、ご尽力頂きたいと強く要望しておきます。